京都市職員共済組合公告第11号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成21年3月27日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第32条第2号中「。以下「公益的法人等派遣法」という。」を削る。

第34条中「第53条第10号の2」を「第53条第1項第10号の2」に改める。

第 35 条中「1,000 分の 1.7」を「1,000 分の 1.69375」に,「1,000 分の 1.36」を「1,000 分の 1.355」に改める。

第 37 条の 2 中「平成 20 年度」を「平成 21 年度」に,「2,151 円」を「2,542 円」に改める。

附則第2項中「1,000分の1.36」を「1,000分の1.355」に改める。

附則第3項中「附則第9条の5」を「附則第9条の4」に改める。

附則

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条及び附則第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(総務局人事部厚生課)